

2026年度 法科大学院

第2期入学試験問題

4時限

民事訴訟法・刑事訴訟法

(短答式・論述式)

試験時間合計 40分

注意事項

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
2. この問題冊子の1ページから問題が掲載されています。
3. 試験時間中に問題冊子の印刷不鮮明、ページの落丁・乱丁及び解答用紙の汚れ等に気付いた場合は手を挙げて監督に知らせてください。
4. 解答用紙は2種類あり、それぞれ受験番号および氏名の記入欄がありますので、監督の指示に従って正しく記入してください。
5. 必ず【民事訴訟法】の解答は【民事訴訟法】の解答用紙に、【刑事訴訟法】の解答は【刑事訴訟法】の解答用紙に、記入してください。また、必ず解答用紙の解答欄の一つずつ記入してください。解答欄以外に記入された解答はすべて無効とします。
6. 解答用紙は各1枚しか配布しません。複数枚請求されてもお渡ししません。
7. 六法等の参照は一切できません。
8. 試験問題の内容等について質問することはできません。
9. 問題冊子の余白等は適宜使用してかまいません。
10. 試験終了後、問題冊子は持ち帰ってください。

[民事訴訟法]

問1 民事裁判権の限界に関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

- 1 天皇は日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であることにかんがみ、天皇には民事裁判権が及ばない。
- 2 住職の地位にあることの確認を求める訴えは不適法である。
- 3 外国国家といえども、民事又は商事に係る物品の売買等の取引のうち、当該外国等と当該外国等以外の国の国民等との間のものについては、裁判権から免除されない場合がある。
- 4 民事上の請求として一定の時間帯につき航空機の離着陸のためにする国営空港の飛行差止めを求める訴えは、それが航空行政権の行使の取消変更ないしその発動を求める請求を包含するとしても、民事訴訟であることができる。

問2 訴訟上の代理に関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

- 1 法定代理権の消滅は、訴訟能力を得た本人又は新旧いずれかの代理人から相手方に通知しなければ、効力を生じない。
- 2 法定代理人がない場合において、未成年者又は成年被後見人に対し訴訟行為をしようとする者は、法定代理人が選任されてから訴えを提起しなければならない。
- 3 法人等の代表者には、法定代理人に関する規定が準用される。
- 4 必要的共同訴訟人の訴訟行為は、他の共同訴訟人に及ぶ場合があるが、その訴訟行為は他の共同訴訟人の代理人としてなすものではない。

問3 確認の利益に関するつぎの記述のうち、もっとも適切なものを一つ選びなさい。

- 1 賃借権に基づく土地引渡訴訟が可能である場合でも、相手方が現にその基本たる賃借権の存否内容を争っている限り、賃借権確認の利益が認められる。
- 2 遺言の無効確認を求める訴えは、過去の法律関係の確認を求める訴えであり、訴えの利益は認められない。
- 3 債務不存在の確認を求める本訴に対し、当該債務の履行を求める給付の反訴が提起されたときでも、本訴の訴えの利益は失われない。
- 4 遺産確認の訴えは、過去の法律関係の確認を求めるものであり、確認の利益は認められない。

問4 直接主義に関するつぎの記述のうち、もっとも適切なものを一つ選びなさい。

- 1 裁判官の交代があったときには、従前の口頭弁論は無効になり、口頭弁論をやり直さなければならない。
- 2 控訴があったときには、第一審でなされた、弁論や証拠調べは無効になる。
- 3 単独の裁判官が代わった場合において、その前に尋問をした証人について、当事者が更に尋問の申出をしたときは、裁判所は、その尋問をしなければならない。
- 4 裁判所の所長は、基本となる口頭弁論に関与しない事件についても、判決をすることができる。

問5 証拠調べに関するつぎの記述のうち、もっとも適切なものを一つ選びなさい。

- 1 証人尋問の申出は、証人尋問が終了した後といえども撤回が可能である。
- 2 裁判所は、鑑定人に口頭で意見を述べさせる場合には、鑑定人が意見の陳述をした後に、鑑定人の申出をした当事者、他の当事者、裁判長の順序で鑑定人に対する質問をすることができる。
- 3 民事訴訟法第220条第4号ロにいう「その提出により公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがある」とは、単に文書の性格から公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生ずる抽象的なおそれがあることが認められるだけでは足りず、その文書の記載内容からみてそのおそれの存在することが具体的に認められることが必要である。
- 4 証拠調べの必要性を欠くことを理由として文書提出命令の申立てを却下する決定に対しては、その必要性があることを理由として独立に不服の申立てをすることができる。

問6 請求の客観的併合に関するつぎの記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

- 1 賃貸借契約に基づく賃料請求と賃貸借契約終了に基づく建物明渡請求との併合は、単純併合である。
- 2 売買契約の有効を前提とする売買代金請求と売買契約の無効を前提とする目的物返還請求との併合は、予備的併合である。
- 3 物の引渡請求とその執行不能の場合に備えてその価額に相当する金銭の代償請求との併合は、予備的併合である。
- 4 賃貸借契約終了に基づく土地引渡請求と所有権に基づく返還請求との併合は、選択的併合である。

問7 補助参加に関するつぎの記述のうち、もっとも適切なものを一つ選びなさい。

- 1 補助参加人は、訴訟の結果について利害関係を有していなければならないが、訴訟の結果が利害関係に及ぼす影響は、訴訟の結果が補助参加人の法律上の利害関係に事実上の影響を及ぼす場合では足りず、既判力その他の法的な効力が補助参加人に及ぶことが必要である。
- 2 補助参加の申出は、書面でしなければならず、その書面は、当事者双方に送達しなければならない。
- 3 補助参加人は、被参加人の利益を図る目的で、被参加人の行為と抵触する行為をすることができる。
- 4 民事訴訟法第46条所定の判決の補助参加人に対する効力は、既判力ではなく、判決の確定後補助参加人が被参加人に対してその判決が不当であると主張することを禁ずる効力であって、判決の主文に包含された訴訟物たる権利関係の存否についての判断だけではなく、その前提として判決の理由中でなされた事実の認定や先決的権利関係の存否についての判断にも及ぶものと解される。

問8 訴え取下げ後の再訴禁止の制度趣旨について判示したつぎの判決に関する下の1～4の記述のうち、もっとも適切でないものを一つ選びなさい。

「民訴法237条2項（現行262条2項に相当する。引用者注）は、終局判決を得た後に訴を取下げることにより裁判を徒労に帰せしめたことに対する制裁的趣旨の規定であり、同一紛争をむし返して訴訟制度をもてあそぶような不当な事態の生起を防止する目的に出たものにほかならず、旧訴の取下者に対し、取下後に新たな訴の利益又は必要性が生じているにもかかわらず、一律絶対的に司法的救済の道を閉ざすことをまで意図しているものではないと解すべきである。したがって、同条項にいう『同一ノ訴』とは、単に当事者及び訴訟物を同じくするだけではなく、訴の利益又は必要性の点についても事情を一にする訴を意味し、たとえ新訴が旧訴とその訴訟物を同じくする場合であつても、再訴の提起を正当ならしめる新たな利益又は必要性が存するときは、同条項の規定はその適用がないものと解するのが、相当である。」

（最判昭和52年7月19日民集31巻4号693頁より抜粋）

- 1 この判決に従えば、後に当事者や訴訟物を異にする訴えが提起された場合、再訴禁止の効果を認め得ない。
- 2 この判決は、再訴禁止を公益の要請ではなく、訴訟外における当事者間の自主的解決が全うされることに対する被告の利益を守ることにあるとの認識に立つ。
- 3 この判決の立場からは、控訴審係属中に裁判外で和解をしたため訴えを取り下げたが、被告がその和解契約上の債務を履行しなかったため、原告が和解契約を解除して再度同じ訴えを提起する必要性が生じた場合、再訴が許される可能性がある。
- 4 この判決は、同一紛争を蒸し返して訴訟制度をもてあそぶような不当な事態の生起を防止する目的に反しないことが明らかである旧訴の取下者に対し一律絶対的に私法的救済の道を閉ざすことまで意図しているものとはいえない。

問9 既判力の必要性及び正当化根拠について7行以内で説明しなさい。

[刑事訴訟法]

問1 捜査の端緒に関する次の記述のうち、適切でないものの組み合わせを下の1～5の中から一つ選びなさい。但し、判例がある場合には、それに照らして考えるものとする。

- ア 職務質問に際して、質問の効果を上げるための必要性、緊急性があれば、対象者の同意を得ることなく、強制にわたる方法を用いて所持品を検査することも許される。
- イ 飲酒運転の予防と検挙のため、飲酒運転が多発する場所を通過する自動車に短時分の停止を求める警察活動は、車両の外観や走行の様子に不審な点がない場合であっても、相手方の任意の協力を求める形であれば、その態様によっては適法とされることがある。
- ウ ホテルの客室において、その客室に宿泊している者に対して職務質問を行おうとしたとき、客室内の敷居のあたりに足を踏み入れて対象者がドアを閉めるのを防止する行為は、警察官職務執行法第2条第1項が規定する「停止」のための措置とは言えないため、その態様如何を問わず、許容されない。
- エ 甲と乙が親告罪である名誉毀損罪に該当する行為を共同で行ったとき、被害者が甲のみに対して行った告訴は、共犯者である乙に対してもその効力が及ぶ。
- オ 親告罪にあたる罪について被害者が行った告訴が、実体法上一罪と評価される犯罪事実の一部のみを対象とするものであったとしても、その効力は原則として一罪の全体に及ぶ。

- 1 ア、ウ 2 ア、エ 3 イ、ウ 4 イ、オ 5 エ、オ

問2 捜査段階における被疑者の身体拘束に関する次の記述のうち、適切でないものの組み合わせを下の1～5の中から一つ選びなさい。但し、判例がある場合には、それに照らして考えるものとする。

ア 検察官が自ら被疑者を逮捕した場合、被疑者が身体を拘束された時から48時間以内に裁判官に勾留を請求するか、公訴を提起するか、または被疑者を釈放しなければならない。

イ 被疑者が傷害の事実で勾留されているとき、これとは関連のない窃盗の嫌疑が生じたとする。傷害による勾留の期間が満了するに際して、検察官が余罪である窃盗の捜査が未了であることを理由として勾留の延長を請求した場合、裁判官はこれを認めることができる。

ウ 裁判官は、被疑者が逃亡している場合を除き、被疑事実を被疑者に告知し、これに関する被疑者の陳述を聴いた後でなければ、勾留状を発付することはできない。

エ 被疑者が犯人として追呼されていれば、その事実から直ちに「被疑者が罪を行い終わって間がない」と明らかに認めることができるため、令状によることなく逮捕することができる。

オ 違法な逮捕に引き続いて勾留が請求されたとき、勾留の理由と必要性が認められる場合であっても、逮捕の違法を理由に勾留請求が却下されることがある。

- 1 ア、ウ 2 ア、オ 3 イ、ウ 4 イ、エ 5 ウ、オ

問3 捜索・差押えに関する次の記述のうち、適切でないものの組合せを下の1～5の中から一つ選びなさい。但し、判例がある場合には、それに照らして考えるものとする。

- ア 捜索差押許可状に「罪名」を記載するに当たっては、適用法条まで示す必要はない。
- イ 覚醒剤取締法違反被疑事件についての捜索差押許可状で、「差し押さえるべき物」として、「覚醒剤、秤、ビニール袋、メモその他本件に関係ありと思料せられる一切の文書及び物件」と記載することは、差押えの対象の明示・特定を欠くものとして許されない。
- ウ 検察官、検察事務官または司法警察職員は、被疑者または弁護人を立ち合わせることなく、捜索差押許可状を執行できる。
- エ 被疑者の居室を対象とする捜索状が発付されているとき、捜索時に居合わせた被疑者の同居人が所持しているバッグの中を捜索することは許されない。
- オ 捜索差押許可状は、処分を受ける者に対して、原則としてその執行前に呈示されなければならないが、捜索・差押えの実効性を確保するためにやむを得ないときは、執行に着手し、その直後に呈示を行っても許される場合がある。

- 1 ア、ウ 2 ア、エ 3 イ、ウ 4 イ、エ 5 エ、オ

問4 被疑者の防御に関する次の記述のうち、適切でないものの組合せを下の1～5の中から一つ選びなさい。但し、判例がある場合には、それに照らして考えるものとする。

- ア 被疑者に対して勾留状が発せられている場合において、被疑者が貧困その他の事由により弁護人を選任することができないときは、裁判官は、被疑事件の罪名や法定刑の重さを問わず、その請求により、被疑者のため弁護人を付さなければならない。
- イ 捜査機関は、弁護人から被疑者との接見の申し出を受けた時、現に被疑者を取調中である場合や実況見分、検証等に立ち合わせている場合のみならず、間近い時にそれらを行う確実な予定があつて、弁護人の申し出に沿った接見を認めたのでは予定どおり開始できなくなるおそれがある場合においても、原則として刑事訴訟法第39条第3項にいう「捜査のため必要があるとき」に当たるとして、接見の日時や時間を指定することができる。
- ウ 弁護人となろうとする者と被疑者との逮捕後の初回の接見は、直ちに弁護人に依頼する権利を与えられなければ抑留または拘禁されないとする憲法上の保障の出発点をなすものであり、被疑者の防御の準備のため特に重要であるから、具体的な状況の如何を問わず、その日時、場所および時間を指定することはおよそ許されない。
- エ 刑事訴訟法第39条第3項による接見の日時等の指定は「公訴の提起前」に限られるため、被告事件で勾留されているときは、たとえその余罪である被疑事件の勾留が競合している場合であっても、捜査機関が同条同項によって接見の日時等を指定することは許されない。
- オ 被疑者・被告人または弁護人は、あらかじめ証拠を保全しておかなければその証拠を使用することが困難な事情があるときは、第1回の公判期日前に限り、裁判官に押収、搜索、検証、証人尋問、鑑定処分を請求することができる。

- 1 ア、イ 2 ア、オ 3 イ、ウ 4 ウ、エ 5 エ、オ

問5 公訴の提起に関する次の記述のうち、もっとも適切なものを下の1～5の中から一つ選びなさい。但し、判例がある場合には、それに照らして考えるものとする。

- ア 検察官は起訴状を提出した後、第1回公判期日までの間に、公訴の提起前に収集したすべての証拠を裁判所に送致しなければならない。
- イ 法定の除外事由なく覚醒剤を使用した罪で起訴する場合、日時を「令和7年5月1日ころから同年5月8日ころまでの間」、場所を「埼玉県内及びその周辺」とする公訴事実の記載は、訴因における日時・場所の特定を欠いているため、事情の如何を問わず許されない。
- ウ 公訴事実の単一性は実体法の一罪を基準として判断される。したがって、検察官は、常習特殊窃盗罪を構成する一連の窃盗行為の一部のみを切り離して、窃盗罪として起訴することは事情の如何を問わず許されない。
- エ 検察官が公訴について幅広い裁量を与えられていることに鑑みれば、検察官による公訴の提起がその裁量の範囲を逸脱していたとしても、公訴提起の効力自体が無効とされる余地はない。
- オ 起訴状には、適用すべき罰条を示して罪名を記載しなければならないが、罰条の記載に誤りがあっても、被告人の防御に実質的な不利益を生ずる虞がない限り、公訴提起の効力は否定されない。

1 ア 2 イ 3 ウ 4 エ 5 オ

問6 公判手続に関する次の記述のうち、もっとも適切なものを下の1～5の中から一つ選びなさい。但し、判例がある場合には、それに照らして考えるものとする。

- ア 第1回公判期日における冒頭手続は、①人定質問、②起訴状の朗読、③検察官による冒頭陳述、④黙秘権など諸権利の告知、⑤被告人・弁護人の陳述の順に行われる。
- イ 必要的弁護事件であっても、裁判所が弁護人の公判期日への出頭確保のための方策を尽くしたにもかかわらず、被告人が、弁護人の公判期日への出頭を妨げるなど、弁護人が在廷しての公判審理ができない事態を生じさせ、かつ、その事態を解消することが極めて困難な場合には、弁護人の立会いのないまま審理を行うことができる。
- ウ 被告人が心神喪失の状態にあるとして公判手続を停止した後、被告人に訴訟能力の回復の見込みがなく公判手続の再開の可能性がないと判断するに至ったとき、裁判所は判決で公訴を棄却することができる。ただし、それはたとえば検察官が公訴を取り消さないこと自体が職務犯罪を構成するような極限的な場合に限られる。
- エ 証拠書類の取調べは、その書類を裁判所に示すことによつて行う。ただし、裁判所または裁判長が必要と認めるときは、取調べを請求した当事者にその書類を朗読させることができる。
- オ 被害者等が被害事件に関し、心情その他の意見を陳述したいと申し出たとき、裁判所は公判期日においてその意見を陳述させる。このとき、陳述された意見は、犯罪事実を認定するための証拠とされる場合がある。

1 ア 2 イ 3 ウ 4 エ 5 オ

問7 伝聞法則に関する次の記述のうち、もっとも適切なものを下の1～5の中から一つ選びなさい。但し、判例がある場合には、それに照らして考えるものとする。

- ア 被告人が公判廷外でWに対して「Vはもう殺してもいいやつだ」と述べた旨をWが公判で証言した場合は、その要証事実を検討するまでもなく伝聞証拠に該当することが明らかであるため、刑事訴訟法第324条第1項が準用する同第221条の要件を充足しない限り、証拠として用いることはできない。
- イ 司法警察職員が任意で行った実況見分の結果を記載した書面は、刑事訴訟法第321条第3項にいう「検証の結果を記載した書面」には該当せず、その供述者が公判期日において証人として尋問を受け、その真正に作成されたものであることを供述した場合であっても、そのことのみで証拠とすることはできない。
- ウ 退去強制によって出国した者の検察官に対する供述録取書について、裁判官または裁判所がその供述者について証人尋問の決定をしているにもかかわらず強制送還が行われた場合に、その供述録取書を刑事訴訟法第321条第1項第2号前段書面として証拠請求するのは、そのこと自体が手続的正義の観点から公正さを欠くため、常に許容されない。
- エ 刑事訴訟法第328条は、公判期日等における被告人、証人その他の者の供述が別の機会にしたその者の供述と矛盾する場合に、矛盾する供述をしたこと自体の立証を許す趣旨の規定である。したがって、同条における「証明力を争うため」の証拠とは、信用性を争う供述をした者のそれと矛盾する内容の供述を内容とするものに限られる。
- オ 被害者の供述内容を明確にすることを目的として、被害者に被害を受けたときの状況を再現させた結果を司法警察職員が記録した実況見分調書について、再現されたとおりの被害事実の存在が要証事実（立証事項）となる場合には、当該実況見分調書に添付された写真（被害再現時の動作や姿勢を撮影したもの）についても、刑事訴訟法第321条第1項第3号所定の要件を充足しなければ証拠能力は認められないため、再現者である被害者の署名または押印が必要である。

1 ア 2 イ 3 ウ 4 エ 5 オ

問8 自白に関する次の記述のうち、もっとも適切なものを下の1～5の中から一つ選びなさい。但し、判例がある場合には、それに照らして考えるものとする。

- ア 自白とは、自己の犯罪事実の全部または主要部分を認める被告人の供述で、裁判所、裁判官、検察官、検察事務官、または司法警察職員に向けてなされたものをいう。
- イ 刑事訴訟法第319条第2項は、犯人の自白と補強証拠があいまって自白に係る事実の真実性を保障することを求めているのであるから、無免許運転の罪において、運転行為について補強証拠があれば、運転免許を受けていなかった事実について自白の他に証拠がなくても、有罪とすることができる。
- ウ 共同審理を受けている共犯者の犯罪事実に関する供述は、憲法第38条第3項にいう「本人の自白」には当たらないため、その供述が被告人に不利益な唯一の証拠であったとしても、それによって公訴事実の存在に合理的な疑いを差し挟む余地のない程度の立証がなされれば、有罪とすることができる。
- エ 取調べの手續に重大な違法があったとしても、それが「強制」「拷問」「脅迫」など刑事訴訟法第319条第1項が具体的に列挙する類型に含まれない場合は、それによって得られた自白の証拠能力が否定されることはない。
- オ 被告人の公判廷外での自白を内容とする書面に証拠能力が認められる場合には、その信用性を慎重に吟味する必要があるため、原則として、犯罪事実に関する他の証拠よりも先行して、最初にその取調べを請求しなければならない。

1 ア 2 イ 3 ウ 4 エ 5 オ

問9 刑事訴訟法第220条第1項第2号が、被疑者を逮捕する場合において必要があるときは、逮捕の現場で令状によらない差押え、搜索、または検証をすることができるとしたのは、どのような趣旨・理由によるものか。7行以内で述べなさい。